

平成 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支 払 を 受ける者	居 所 又 は 所 在 地										
	氏 名 又 は 名 称										
借 入 金 額		利 率	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		借 入 年 月 日 弁 済 期 日				
千 円		%	千 円		千 円		年 月 日 ・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
納 税 管 理 人	住 所 又 は 居 所					氏 名					
(摘要)											
支 払 者	住所(居所) 又は所在地										
	氏 名 又 は 名 称										

整 理 欄	①	②
-------	---	---

平成 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支 払 を 受ける者	居 所 又 は 所 在 地										
	氏 名 又 は 名 称										
借 入 金 額		利 率	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		借 入 年 月 日 弁 済 期 日				
千 円		%	千 円		千 円		年 月 日 ・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
納 税 管 理 人	住 所 又 は 居 所					氏 名					
(摘要)											
支 払 者	住所(居所) 又は所在地										
	氏 名 又 は 名 称										

整 理 欄	①	②
-------	---	---

平成 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支 払 を 受ける者	居 所 又 は 所 在 地										
	氏 名 又 は 名 称										
借 入 金 額		利 率	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		借 入 年 月 日 弁 済 期 日				
千 円		%	千 円		千 円		年 月 日 ・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
納 税 管 理 人	住 所 又 は 居 所					氏 名					
(摘要)											
支 払 者	住所(居所) 又は所在地										
	氏 名 又 は 名 称										

整 理 欄	①	②
-------	---	---

平成 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支 払 を 受ける者	居 所 又 は 所 在 地										
	氏 名 又 は 名 称										
借 入 金 額		利 率	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		借 入 年 月 日 弁 済 期 日				
千 円		%	千 円		千 円		年 月 日 ・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
							・ ・ ・				
納 税 管 理 人	住 所 又 は 居 所					氏 名					
(摘要)											
支 払 者	住所(居所) 又は所在地										
	氏 名 又 は 名 称										

整 理 欄	①	②
-------	---	---

【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 6 号に規定する貸付金の利子について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地。）を記載すること。
 - (2) 「借入金額」の欄には、その借入金の口数ごとに区分し、利子の計算期間の末日現在の金額を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (5) 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 法第 180 条第 1 項又は法第 214 条第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を租税特別措置法第 42 条の 2 第 1 項の規定により非課税とされる同項に規定する特定利子について使用する場合は、記載の要領は、2 に定めるほか、次による。
 - (1) 「借入金額」の欄には、2 (2) の「借入金額」の欄の記載の要領に代えて、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (3) 「源泉徴収税額」の項には、各月の税額の合計金額を記載すること。
 - (4) 「利率」の項には、記載を要しない。
 - (5) 「借入年月日 弁済期日」の項には、(1) に定めるところにより「借入金額」の欄に各月の合計金額の記載がある場合には、当該各月の末日の年月日を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第 42 条の 2 第 1 項の規定により非課税とされる旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。